## 【介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション】

○　選択的サービス複数実施加算

問 129　利用者に対し、選択的サービスを週１回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは１月に２回以上行うこととされているが、同一日内に複数の選択的サービスを行っても算定できるのか。

（答）

算定できる。

| 通所利用が週１回の場合の組合せ例 | | 第１週 | 第２週 | 第３週 | 第４週 |
|---|---|---|---|---|---|
| 複数実施加算Ⅰ(2 種類) | ﾊﾟﾀｰﾝ 1 | 運動 | 口腔 | 運動 | 口腔 |
| | ﾊﾟﾀｰﾝ 2 | 運動 | 口腔・運動 | 運動 | 運動 |
| 複数実施加算Ⅱ(3 種類) | ﾊﾟﾀｰﾝ 1 | 運動 | 口腔 | 運動 | 栄養 |
| | ﾊﾟﾀｰﾝ 2 | 運動 | 口腔・運動 | 運動 | 栄養・運動 |

選択的サービスの提供日は、他の選択的サービスと同一日であっても、別の日であっても、いずれでもよい。

問 130　利用者に対し、選択的サービスを週１回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは１月に２回以上行うこととされているが、次の場合は、どのように取り扱うのか。

(1) 利用者が通所を休む等により、週１回以上実施できなかった場合。

(2) 利用者が通所を休む等により、いずれの選択的サービスも月に１回しか実施できなかった場合。

(3) 利用日が隔週で、利用回数が月２回の利用者に対し、利用日ごとに選択的サービスを実施し、かつ、同一日内に複数の選択的サービスを実施した場合。

(4) 月の第３週目から通所サービスを利用することとなった新規の利用者に対し、第３週目と第４週目に選択的サービスを実施し、そのうち１回は、同一日内に複数の選択的サービスを実施した場合。

（答）

・　(1)、(3)、(4)は、週１回以上実施できていないこと

・　(2)は、いずれかの選択的サービスを月２回以上実施できていないことから、いずれの場合も当該加算は算定できない。この場合にあっては、提供した選択的サービスの加算をそれぞれ算定できる。

○　栄養改善加算・口腔機能向上加算

| |
|---|
| 問 131　栄養改善加算及び口腔機能向上加算は、サービスの提供開始から３月後に改善評価を行った後は算定できないのか。 |

（答）

サービス開始から概ね３月後の評価において、解決すべき課題が解決されていない場合であって、当該サービスを継続する必要性が認められる場合は、３月以降も算定できる。

なお、サービスを継続する場合であっても、アセスメント、計画作成、評価の手順に従って実施する必要があるが、課題解決に向けて効果が得られるよう、実施方法及び実施内容を見直す必要がある。

○　同一建物居住者又は同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合の減算

| |
|---|
| 問 132　通所サービス事業所と同一建物に居住する利用者が、次に該当する場合は、基本サービス費を日割りして算定することとなるが、送迎に係る減算はどのように算定するのか。<br>(1) 月途中で要支援から要介護（又は要介護から要支援）に変更した場合<br>(2) 月途中で同一建物から転居し、事業所を変更した場合<br>(3) 月途中で要支援状態区分が変更した場合 |

（答）

(1)及び(2)は、要支援状態区分に応じた送迎に係る減算の単位数を基本サービス費
から減算する。

(3)は、変更前の要支援状態区分に応じた送迎に係る単位数を減算する。

ただし、(1)及び(2)において、減算によりマイナスが生じる場合は、基本サービス費がゼロとなるまで減算する。

（例）要支援２の利用者が、介護予防通所介護を１回利用した後、

（１）月の５日目に要介護１に変更した場合

（２）月の５日目に転居した場合

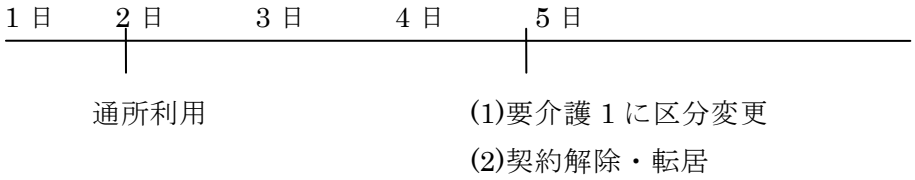


要支援２の基本サービス費×(5／30.4)日－(要支援２の送迎減算 752 単位)
＝△６２単位⇒０単位とする。

【削除】

次のＱＡを削除する。

平成 18 年 Q&A(vol.1)（平成 18 年 3 月 22 日）問１７